令和２年第２回　飯塚市議会会議録第２号

　令和２年５月２８日（木曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第４日　　５月２８日（木曜日）

第１　常任委員会委員長報告

１　総務委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第５４号　令和２年度 飯塚市一般会計補正予算(第３号)

（２）議案第５９号　専決処分の承認(令和元年度 飯塚市一般会計補正予算(第８号)）

（３）議案第６１号　専決処分の承認(令和２年度 飯塚市一般会計補正予算(第１号))

（４）議案第６２号　専決処分の承認(令和２年度 飯塚市一般会計補正予算(第２号))

（５）議案第６４号　専決処分の承認(飯塚市税条例等の一部を改正する条例)

（６）議案第６５号　専決処分の承認(飯塚市税条例の一部を改正する条例)

（７）議案第６８号　専決処分の承認(飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正す  
る条例)

２　福祉文教委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第５５号　令和２年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第１号)

（２）議案第６０号　専決処分の承認(令和元年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算  
(第３号)）

３　協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第５６号　契約の締結(飯塚市新体育館等建設工事)

（２）議案第５７号　契約の締結(飯塚市新体育館等建設(電気設備)工事)

（３）議案第５８号　契約の締結(飯塚市新体育館等建設(給排水衛生設備)工事)

（４）議案第６３号　専決処分の承認(令和２年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算  
(第１号))

（５）議案第６６号　専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

（６）議案第６７号　専決処分の承認(飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例)

第２　報告事項の説明、質疑

１　報告第７号　専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること  
及びこれに伴う和解）

第３　署名議員の指名

第４　閉　会

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（上野伸五）

　これより本会議を開きます。常任委員会に付託していました「議案第５４号」から「議案第６８号」までの１５件を一括議題といたします。総務委員長の報告を求めます。２３番　瀬戸　光議員。

○２３番（瀬戸　光）

総務委員会に付託を受けました議案７件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第５４号　令和２年度 飯塚市一般会計補正予算（第３号）」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

まず、本会議において審査要望のありました「今回、計上していない通信機器整備支援等について、今後も補助対象となるのか」ということについては、今後においても対象となるという答弁であります。

次に、「教育用情報機器整備事業は新型コロナウイルス感染症対策事業費に該当しないのではないのか」ということについては、新型コロナウイルスの影響により学校が臨時休業となったことで、そのような緊急時においても、ＩＣＴの活用により、全ての子どもたちの学びを保障できる環境の早期実現を目指したものであり「新型コロナウイルス感染症対策事業費」としたものであるという答弁であります。

次に、委員会における質疑応答の主なものとして、介護サービス事業所等応援金・障がい福祉サービス事業所応援金の額はどのように決定しているのかということについては、事業所１カ所当たり１０万円の基本額に、令和２年３月のサービスの給付費実績に応じてゼロ円から４０万円の額を加算し、支給しているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第５９号　専決処分の承認（令和元年度 飯塚市一般会計補正予算（第８号））」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、コロナウイルス感染症対策として、保育所に対しどのようなものが配備されるのかということについては、空気清浄機、加湿器、消毒液、子ども用マスク、体温計などであると考えている。なお、私立保育所に対しては備品購入に対する補助金として交付したという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第６１号　専決処分の承認（令和２年度 飯塚市一般会計補正予算（第１号））」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

まず、本会議において審査要望のありました「ひとり親家庭応援事業費の対象を生活保護世帯に拡大し、収入認定は行わないことを検討できないか」ということについては、生活保護世帯では最低生活費が保障されており、給与等の収入が減少した場合、その減少分を生活保護費により支給される仕組みとなっていることから、勤務できないなどの理由で経済的に厳しい状況が想定されるひとり親家庭等への支援を目的とする本事業の対象とはしておらず、また、国の通知によれば、その通知内容から、本市独自の事業である「ひとり親家庭等応援事業費」については、収入認定の対象となると判断しているという答弁であります。

次に、今回の給付金とは別に３０万円を全事業者に一律給付できないかということについては、休業や倒産の危機に直面しながら、事業継続や雇用の維持に取り組む中小企業、小規模事業者を応援する視点から本応援金制度を創設している。今後も、一律給付ではなく、国や県の融資制度を活用しながらも、事業の継続や雇用の維持に取り組んでいる事業者を応援していくという答弁であります。

次に、委員会における質疑応答の主なものとして、どのようなプロセスで本補正予算を決定したのかということについては、新型コロナウイルス対策本部会議の中で、市民生活の現状を鑑み、何が必要か、各担当部署からプランを出してもらい、次の本部会議までに市長、副市長で協議を行った。その後、各担当部署との事前協議、行政経営部において全体の制度設計を行い、最終的に本部会議においての金額等の調整を行い決定したという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第６２号　専決処分の承認（令和２年度 飯塚市一般会計補正予算（第２号））」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、市独自事業の学習補助教材購入費について、学校現場との協議はいつ行ったのかということについては、５月１３日に各教頭への説明会を行い、市内小中学校に統一した教材の配付を開始している。現場との協議については、従来より代表校長会議等を行い、学校現場の意見を集約しているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第６４号　専決処分の承認（飯塚市税条例等の一部を改正する条例）」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、固定資産の所有者が明らかとならない場合に、使用者に固定資産税を請求することになるが、登記簿上の所有権は移転されるのかということについては、今回の法改正では所有権について規定はされていないという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第６５号　専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）」及び「議案第６８号　専決処分の承認（飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）」以上２件については、執行部から、議案書に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

　総務委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。新型コロナウイルス危機の中に倒れた皆さんに心を寄せ、苦しまれている全ての皆さんと深く結びつき、命と暮らしを守るために連帯して頑張り、市議会議員としての責任を果たす決意をまず表明するものであります。

私は、ただいまの総務委員長報告のうち、議案第５４号、第５９号、第６１号、第６２号、第６５号及び第６８号に賛成、第６４号に反対の立場から討論を行います。

まず賛成する議案について述べます。一般会計補正関係議案４本は全て、新型コロナウイルス対策のためのものであり、認めるものです。この際、市長を初め、市職員の皆さんの特別な努力に敬意を表すものであります。一方で、国の対策がもたもたするのに引きずられたのか、市における対策のスピード感のなさ、きめ細やかでしっかりした対策の弱さも指摘せざるを得ません。その背景には、本市の長年にわたる住民福祉に対する姿勢の弱さがありますが、このコロナ危機の時期の対応として、次の２点を厳しく反省し、今後の教訓を引き出す必要があります。

第１は、住民の命と暮らしを守るという点での市長の決意の弱さ、国のもたもた感に引きずられた危機意識の薄さ、したがって決断のおくれが、市役所全体の力を発揮する上で、影響を与えなかったかということであります。世界的大流行の危機が迫る中で迎えた３月議会の初日、２月２５日、片峯市長は施政方針で新型コロナについて一言も述べず、私が３月４日に行った一般質問に対し、「２月５日にはということですが、市役所内で検討し作成したものを説明した。私見を述べるのは差し控えた。」との反省の見えない答弁でした。また、経済情勢について、緩やかな回復が続くことが期待されるとの内閣府の１月発表月例報告を紹介していることを示し、２月発表月例報告では新型コロナウイルス感染症が内外経済に与える影響を十分に注意する必要があると書いていることを指摘しても、２月５日に決めたものだと言い張る部長答弁を容認したわけであります。この点について、片峯市長は、現在思うところがあるはずであります。

第２は、新型コロナウイルス危機に対応する財政運営の基本のずれであります。新体育館や新卸売市場、筑豊ハイツ再整備など不要不急、不透明な大型事業には１００億円規模の財政出動を強引に進める一方で、国の支援、地方創生臨時交付金が当面でも１５億円が見込まれる上に、過去最高水準の財政調整基金と減債基金、それに加えてふるさと応援基金を加えれば１４８億円規模の財源があるのに、一般財源からの財政出動を１２億円程度に抑え込んでいます。

振り返れば、３月１７日成立の２０２０年度当初予算規模６９０億円には、日本共産党の組みかえ要求を受け入れず、新型コロナ対策費が１円もないままでした。

３月２０日専決処分の２０１９年度補正予算（第８号）は、総額２３６６万７千円で、一般財源は１０７４万５千円に過ぎず、新型コロナウイルス対策のうち、例えば、私立保育所関係１１５９万円は、国の交付分を配っただけで上乗せはないのであります。市の独自財源としては、予防費３０８万５千円だけです。アルコール消毒薬、手袋、マスク等がどの程度手に入れられたでしょうか。

４月２８日専決処分の２０２０年度補正予算（第１号）は、総額１８億２０４７万３千円で、一般財源は１０億２０４７万２千円です。総額１７億１７９０万円の緊急対策事業も貸し付け原資の預託金８億円を除けば、９億２千万円程度でしかありません。この緊急対策事業の１、事業継続と雇用維持の応援の視点では、給付金３０万円は国、県の融資制度を活用した場合に限定するなど制約したために、申請見込みは認定証発行の１４００件程度にとどまり、５２００件とみられる事業者全てを応援するものにはならないものであります。今後、影響を受けた全ての事業者に３０万円を支給しても対応できる財源が、後に述べますけれども、十分にあります。第２として、市民生活維持の視点では、ひとり親家庭等に５万円を支給する対象から、生活保護世帯を差別的に除外しているのは、人々の連帯、一致団結の考え方からも外れており、改めるべきであります。

３番目、市民生活を維持するため活動を継続している事業所の人々への応援の視点では、医療、保育、児童クラブに支給を決めたことは重要ですけれども、同時に介護や障がい者福祉の分野を対象から外したのは、財政事情によるとの説明が、本会議での議案質疑に対して答弁がありました。必要な財源規模は概算で３億円にもなりませんから、６月補正によって実現することができます。

４点目の相談体制の充実では、個人向け生活資金相談窓口を市社会福祉協議会と本庁の２階に設置したことは、多くの市民に喜ばれています。現在、申し込みが多数に上っているのは、市長も御存じだと思いますけれども、市民生活の危機の反映でもあります。今後、税金のほか、水道、家賃、子育て、教育を初め、市民生活の全場面においてしっかりサポートする対策へスピード感のある、きめ細やかな、しっかりした、そして大胆な施策の展開へ財政出動が必要であります。

４月３０日専決処分の２０２０年度補正予算（第２号）は、総額１３１億７９３万５千円で、そのほとんどは、国の一律１０万円給付に関わる事業によるものです。希望する人がもらえなかったということがないように引き続き丁寧な取り組みが必要です。一般財源の出動は、１０４０万６千円で主なものは、小中学校の学校教材や消毒薬などにかかる費用です。

５月２５日提出の２０２０年度補正予算（第３号）は総額１１億２８３万円です。一般財源は７億９７４０万８千円ですが、そのうち６億２１９８万７千円は、小中学校の子どもたちに学校内で使うパソコンを国の補助金誘導に従って投入するもので、来年度以降使えるかどうか、まだわからないというもので、当面の新型コロナウイルス対策とは言えません。したがって、市が新型コロナ対策として投入するのは、１億７５４２万１千円でしかないわけであります。介護施設と障がい者施設への応援金１億２１４８万７千円は重要ですが、それぞれの事業所の人々への応援金の支給が急がれることも重ねて申し上げたいと思うんです。

このように見ていけば、新型コロナウイルス対策のための一般財源の財政出動は、本会議での説明では１８億２６６８万９千円とのことでしたが、先ほど申し上げましたように、補正予算第３号にある学校内でのみ使い、当面の新型コロナ対策にはかかわりのないタブレット購入費用６億２１０１万９千円を別にすると、わずかに１２億５６６万６千円ということになります。

本市の財政調整基金と減債基金を合わせた額は、当初予算成立時の３月末見込みで１４０億９００５万７千円、これにふるさと応援基金７億２８３５万８千円を加えれば、１４８億１８４１万５千円です。国と県の対応が全般にわたっておくれる中で、本市が先行してしっかりした対策をとるための財源は十分にあったのです。これに対して、一般財源の財政出動が１２億円程度では、あまりに小規模過ぎ、これではきめ細やかな、しっかりした対策はできないのであります。

今後の財源見通しについて言えば、まず国からの地方創生臨時交付金は、５月１日の第１次分が４億９７８５万円、約５億円です。国の２次補正が２兆円なら、２兆円になったわけですけれども、１０億円程度の追加、合わせて１５億円程度が見込まれます。さらに強力な財政出動支援を求めていくこともできるわけです。その上で基金についていえば、補正予算第３号をまとめた現段階でも年度末残高見通しは、９０億３１６５万３千円、ふるさと応援基金を加えれば９８億１５４２万８千円です。さらに必要な借り入れを行うこともできるのであります。総事業費４７億円の新体育館建設、また、新卸売市場など、不要不急の大型事業を凍結して見直せば、市財政の負担は大幅に縮小することができます。

コロナ危機の時代を迎えた今、命と暮らし、営業を守る方向へ市政の流れを大きく切りかえる必要があります。

４月３０日専決処分の市税条例の一部改正は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の措置で、住民の負担軽減になるものであり、認めるものです。

３月３１日専決処分の飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部改正は、補償基礎額を増額するものであり、認めるものです。

次に反対する議案についてです。この議案第６４号、市税条例の改正は、目的を地方税法等の改正に伴う所有者不明土地等にかかわる固定資産税の課税上の課題に対応するためとのことであります。主な内容は、１点目、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者、相続人等に対する氏名・住所等必要事項の申告の制度化、２点目、調査を尽くしてもなお、固定資産の所有者が１人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所用者とみなす制度の拡大との説明です。しかしながら「調査を尽くしてもなお」という点について、所有者不明土地に当たると判断するための探索や調査がどこまで行われるのか、客観的な確認や裁定は保障されず、今回議案は認めることができません。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　まずは市長を初め、市役所職員の方々には、この地球上全ての人が経験したこともないとも言われる新型コロナウイルス感染症に対して、多くの時間と労力をかけていただいたことに感謝申し上げます。ありがとうございます。しかし、新型コロナ感染症については、まだまだ予測ができない、予断を許さない状況だと思います。残念ながら、近隣の都市、北九州市でも、５日間、感染者が続いています。この状況はどこで起こっても、また、この飯塚市で起こってもおかしくない状況だと、私は考えております。全ての人ができることを考えて行動しなければならない、新しい時代に、私たちは今生きているということを実感せざるを得ません。

それでは議案に対して賛成と反対を申し上げたいと思います。議案第５４号、５９号、６１号、６５号、補正予算に関しては、賛成の討論をさせていただきます。

議案第５４号に関して、介護サービス事業所等応援事業、また、障がい福祉サービス事業所応援事業として、１カ所当たり１０万円、そして給付実績に応じ４０万円加算されるという事業は、事業所にとってはとてもありがたい内容です。その点では賛成いたします。新型コロナウイルス感染症予防として、利用者が減り、収入が減少、また、事業所としても開けない状況もあるとお聞きします。また、マスク、消毒液などが市からの補助があっても足りなかった時期があるとも聞いております。先日の議案審議中に、この事業にかかわる人が９千人との報告、人口約１３万人都市のこの飯塚市のうちで、９千人の人がこの事業にかかわっているということを聞いて、私は大変驚きました。この人々がいなければ、私たちの飯塚市が守っていけないという現状を知りました。介護や障がい者福祉にかかわる方々は、利用者に濃厚接触をせざるを得ません。お仕事をされているときもそうでないときも、コロナにうつるかもしれない、人にうつらせてしまうかもしれないと、緊張感を日々抱えながら生活されています。特に私は、障がい福祉サービスの中でも、障がいのある子どもたちのための事業、放課後等デイサービスにかかわる方たちは、突然の休校に始まり、そして長期化する休校で生活自体が変わってしまい、体調を崩された方もいらっしゃいます。ぜひ、今後検討していただきたいところです。

また、教育用情報機器整備事業として、小中学校の全ての児童生徒に１人１台のタブレットを導入する事業に関しては、全ての子どもに早く整備されることはよいことかもしれません。その点では賛成です。時代の流れにあっていることかもしれません。しかし、導入に当たって考えなければならないことが山積みです。電子機器に接する子どもたちや、子どもたちの目や脳に関する健康の情報、また、先生方への研修など、タブレットが子どもたちに届くまでの時間、まだまだ考えなければならないことがありますので、しっかり検討していただけたらと思います。

議案第６１号に関して、ひとり親家庭等応援事業として１世帯に５万円支給するのは大変ありがたい事業です。しかし、生活保護を受けられている２７０世帯の方にも、やはり支援が必要なのではないでしょうか。子育てを１人で頑張っているという観点から見ると、やはりこの５万円というのは大変な大きなお金だと思います。飯塚市には８５００人の医療従事者、保育所に１千人、児童クラブに１２０人、介護、福祉関係に９千人もの方、全部合わせると約２万人の方が人をケアするお仕事に従事されていることがわかりました。このうち、どのくらいの方が非常勤、あるいはパートと言われる働き方をされているのでしょう。また、この中で女性はどのくらいの割合を占められるのでしょう。ジェンダーの視点を持ち、働き方や性別に関係なく、飯塚市に住んでいてよかった、このコロナの時代でも子育てができてよかったと思える支援策が、私は必要だと感じます。新型コロナ感染症問題で、今まで問題であったジェンダーの問題がたくさんこの飯塚市にもあることが気づかれます。一斉休校と自宅待機で女性と子どもたちがＤＶ、虐待、貧困にさらされています。保育、介護、福祉の現場で多くの女性が低賃金で働いている現実が鮮明になりました。今回の補正予算に上げられている対策にＤＶ、虐待、貧困など十分なジェンダーの対策を、私は考えられているとは思いません。

議案第５４号、５９号、６１号の議案には賛成いたしますが、今後たくさんの考えを持ちながら検討していくことを願います。私たち議員を含め、市民の方々が意見要望を取り入れられる体制づくりをつくっていくことで、アイデアが、知恵が生まれ、「ウィズコロナ」と言われる時代をより賢く生きていけるのではないかと考えます。

以上、討論を終わります。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

私は、「議案第５４号　令和２年度 飯塚市一般会計補正予算（第３号）」、「議案第６１号　専決処分の承認（令和２年度 飯塚市一般会計補正予算（第１号））」、「議案第６２号　専決処分の承認（令和２年度 飯塚市一般会計補正予算（第２号））」について、賛成の立場ではありますが、３点のみ意見を述べさせていただきます。

まず、１点目は、補正予算の専決処分についてです。市長が議会に提案し、議会の議決をもって決めるべきことを、市長限りで決めてしまう専決処分について定めた地方自治法第１７９条は、平成１８年に改正されています。その改正内容は、「議会を招集する暇がないと認めるとき」とあったものを「議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」に改め、緊急性の要件を明確にしたものです。議会は、さまざまな市民の意見を行政の執行に反映させる大切な場です。だからこそ、ゴールデンウイークの前後を中心に、コロナ関連の独自支援の議案を含め、審議した臨時議会は多く開かれておりますし、県議会もゴールデンウイークの中に開かれています。私たち飯塚市議会もゴールデンウイークのさなかに開かれても喜んで対応させていただいたと確信しています。全員協議会でその方向性は述べておられたとはいえ、この専決処分については慎重にしていただきたいと申し述べておきます。

次に、雇用確保の点であります。４月２８日に発表された市の支援策の中に、再就職応援事業として、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により働き場所を失った方を１０名雇用するという事業がありました。これは、専決処分された議案第６１号の補正予算の中に含まれています。これを４月２４日の全員協議会の場でお聞きしたときに、申しわけないのですが、「えー」と思ってしまいました。さすがに少ない。少な過ぎると思っています。

今回、提案されている補正予算（第３号）、議案第５４号の中に、同じようにコロナの影響により働き場所を失った市民や学生を雇用する緊急雇用創出事業があり、１９人を予定しているということ、そして、月曜日の本会議の質疑の中で、これからもふやしていきたいと言われましたので少しは安心したのですが、もっと考え方を変えて雇用確保に取り組む必要があると考えています。コロナで生活が厳しくなった方々は２０人、３０人ではありません。市の支援として発表するためにも、１００人、２００人という規模での雇用を確保すべきと考えています。幸い、県の交付金も使えます。県は、予算規模３０億円程度で７千人の雇用を予定しているとのことであり、そのうち市町村事業が２０億円ということであります。そうすると約４６００人が市町村分だろうというのは月曜日の本会議での経済部の答弁であります。単純に４６００人を人口割りすると１００人強になります。また、この県の事業を使わない市町村があるかもしれません。そうしたらその分も飯塚市で使わせていただいてはどうでしょうか。必要としている職場も結構あると思います。例えば、児童クラブや小中学校、保育所等に、アルバイトがなくなった学生さんを市からの派遣として働いていただいてはいかがでしょうか。児童クラブも保育園も通常は人手不足で悩んでおられます。児童クラブでしたら、子どもたちの学習支援もできるでしょうし、遊び相手としてもぴったりだと思います。学校のＩＣＴの支援は、市内２９校にＩＣＴ研究指導員が３名だけと月曜日の本会議での答弁でありました。国のＧＩＧＡスクールサポーター配置支援は４校に２人という想定であります。ここにも学生の活躍する場がありそうです。困っている方々に何か、それぞれが得意なことで働いていただこうと考えたら、もっと仕事は出てくると考えます。ぜひ、そうやっていただきたい。そしてそのときに、兼業をオーケーにしていただきたいのです。例えば、スナックやライブハウス、トレーニングジムを経営している方、働いている方がおられます。そういった方々は本業がしっかり回復するまでに市役所で副業をしながら生活をする。兼業がオーケーでしたら、そうやって生活を維持できるかもしれません。ちなみに人口が飯塚とそんなに変わらない別府市は、兼業オーケーとして５００人の雇用確保を打ち出しています。ぜひ、生活や事業が厳しくなった方々が、何とか耐えられるように、強力に支えていただきたいと思います。

３点目は、議案第６１号、補正予算（第１号）に含まれている事業継続応援給付事業と、事業継続応援貸付事業についてです。市の事業者への応援はこの２本が主なものとなっています。しかし、市独自の融資制度である事業継続応援貸付事業については、借りられるお金が法人では３００万円、個人事業主では１５０万円までと、国、県の制度を利用するよりも低いために、あまり利用されないのではないかと心配しています。他方で、事業継続応援給付事業は、国、県の融資制度を利用する方に３０万円の応援金をお渡しするものですが、残念ながら、今月までに国、県の融資の申し込みをされた方に限定されています。事業者の中には、今月中の融資申し込みが厳しい方もおられるとお聞きしています。事業継続応援貸付事業から、事業継続応援給付事業のほうへ予算を流用してでも、３０万円の応援金の締め切りを延ばしていただければと思います。

以上、３件、耳の痛い意見も述べさせていただきましたが、今までの自然災害とは全く違う、何もかもが経験してなかったことばかりの中で、市民生活を懸命に支えていただいていることに対し、市長を初めとする行政の皆様に感謝申し上げ、私の討論とさせていただきます。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　討論を終結いたします。採決いたします。「議案第５４号　令和２年度 飯塚市一般会計補正予算（第３号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

　「議案第５９号　専決処分の承認（令和元年度 飯塚市一般会計補正予算（第８号））」、「議案第６１号　専決処分の承認（令和２年度 飯塚市一般会計補正予算（第１号））」及び「議案第６２号　専決処分の承認（令和２年度 飯塚市一般会計補正予算（第２号））」、以上３件の委員長報告は、いずれも承認であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案３件は、いずれも承認されました。

　「議案第６４号　専決処分の承認（飯塚市税条例等の一部を改正する条例）」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

　（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、承認されました。

　「議案第６５号　専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）」及び「議案第６８号　専決処分の承認（飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）」、以上２件の委員長報告は、いずれも承認であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案２件は、いずれも承認されました。

　福祉文教委員長の報告を求めます。１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

福祉文教委員会に付託を受けました議案２件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第５５号　令和２年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第１号）」については、執行部から、補正予算書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、学校給食で使用を予定していた食材の補償を行うということだが、どのような食材が対象となるのかということについては、新型コロナウイルスの影響で学校の休業が決定した２月末には３月分の食材を既に発注しており、納入業者が抱える廃棄処分が必要となった食材の補償を行うものであるという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第６０号　専決処分の承認（令和元年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第３号））」については、執行部から、補正予算書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、衛生管理改善事業費補助金の対象はどのようなものがあるのかということについては、給食の再開に向け、食品の納入業者が所有する消毒機器の更新などにかかる費用が対象であるという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

　福祉文教委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

私は、ただいまの福祉文教委員長報告にありました議案第５５号並びに第６０号に賛成の立場から討論します。

３月２０日専決処分の補正予算は、学校給食再開に向けて衛生管理改善のため、設備購入等を行う食品納入業者等に対する補助１３５０万円、５月２５日提出の今回補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響により休止した給食にかかる食材費の損害について、食材納入業者に対し補償３８６万８千円との説明です。これらの支出は急ぎ行われるべきで、認めるものです。今回休校措置が、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、さらに学校関係者の意見をまともに聞きもせず、安倍晋三首相がいわば独断的に要請したことによるという事情からすれば、国において全額財源措置するよう要求すべきであります。

今回給食の休止によって浮いた運営費は、３月において前年比で６９９万円、内訳ではガス代１２１万円、水道料金１８１万円、電気代３９７万円、４月、５月まで考慮すると２千万円を上回ると考えられ、夏休みの短縮を考慮しても相当のものが想定されます。学校給食にふさわしい形で子どもたちに元気の出る適切な還元をしてしかるべきだと考えます。

また、学校給食費については、一定期間、全ての子どもについて無料化を図り、子育て世代を応援することも急ぎ検討するべきであります。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第５５号　令和２年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第１号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

　「議案第６０号　専決処分の承認（令和元年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第３号））」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認されました。

　暫時休憩いたします。

午前１０時４８分　休憩

午前１１時００分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。協働環境委員長の報告を求めます。３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

協働環境委員会に付託を受けました議案６件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第５６号　契約の締結（飯塚市新体育館等建設工事）」、「議案第５７号　契約の締結（飯塚市新体育館等建設（電気設備）工事）」及び「議案第５８号　契約の締結（飯塚市新体育館等建設（給排水衛生設備）工事）」、以上３件については、関連があるため一括議題とし、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、新体育館工事の入札が２回不調となったが、初回の入札価格と比較して事業費の総額はどのくらい増額となったのかということについては、本体工事の設計額として約２億円増加したが、入札による執行残等により、決算ベースでは当初の事業費におさまる予定であるという答弁であります。

次に、入札予定価格が約２億円増加したのは、どのような理由によるものなのかということについては、代表的な工種としては、コンクリート関係で１９５０万円、鉄骨関係で１億７４０万円、内外装関係で２２５５万円、外構の関係で８００万円、その他、仮設工事や資材関係の増減等により３６４５万円の増額となったという答弁であります。

次に、コロナウイルス感染症対策等で財政調整基金を取り崩す状況の中、工事を延期する考えはなかったのかということについては、新体育館建設に当たり、社会資本整備総合交付金や公共施設等適正管理推進事業債などの有利な財源を確保できており、工期が半年間延長した場合、一般財源の持ち出し分は１２億３千万円の負担増となること、また、新体育館が建設されるまでは耐震基準を満たしていない体育施設を使用しなければならず、できるだけ早い時期に建設する必要があることから、工事の延期は考えていないという答弁であります。

次に、空調設備工事の入札が中止となったが、その理由は何か。また、入札の延期により建設工事全体のスケジュールに影響はないのかということについては、入札前日に談合情報が提供されたことを受け、入札当日の午前中に入札延期を決定し、警察を初めとする関係機関に連絡し、市としても現在、調査を行っている。また、設計コンサルティング業者と協議した結果、今年の８月ごろまでに空調設備業者が決定できれば、建設工事全体のスケジュールは影響がないと判断しているという答弁であります。

次に、これまで２回の入札を辞退した業者に対し、どのような事情聴取を行ったのか。また、事情聴取する際の規定等はあるのかということについては、辞退届の提出があった際に、「辞退理由」、「今回の設計の内容について」、「参考としてどの部分の積算があわなかったのか」などについて聞き取りを行った。事情聴取について明確に規定しているものはないが、「予定価格に起因した入札不調・不落により再入札に付する場合等において、入札参加者から工事の全部または一部について見積もりを徴収するなどして適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること」との総務省及び国土交通省からの通知があっており、今回、どういったことが原因であったか聞き取りが必要と判断したため、事情聴取を行ったものであるという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、今回の入札において市の説明責任が果たされていないこと、新体育館が避難所機能の点から立地が不適切なこと、現体育館の廃止について地元での合意が十分に取れていないこと、新型コロナウイルス対策に費用負担がかかる中、本契約を結ぶことは認めがたいことなどを理由に本案３件に反対であるという意見や、新型コロナウイルス対策及び災害対策のために財政調整基金等の財源を確保しておく必要があることから、本案３件に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案３件については、いずれも賛成多数で、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第６３号　専決処分の承認（令和２年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第１号））」及び「議案第６７号　専決処分の承認（飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例）」、以上２件については、関連があるため一括議題とし、執行部から補正予算書、議案書及び補足資料に基づき、補足説明を受け、審査した結果、本案２件は、いずれも承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第６６号　専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査したのち、委員の中から、軽減対象者の枠を広げることは重要であるが、賦課限度額を引き上げることは認められないため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

　協働環境委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　ちょっと委員長にお聞きしたいんですけれども、委員会の審議の中で、議案第５６号ですね。新体育館の建設工事の入札の結果の審査をされたと思いますが、もう皆さん御存じのとおり、１回、２回、２ＪＶが辞退されましたね。そして３回目に３ＪＶのうちの１ＪＶがやはり辞退されたと。１回目、２回目の辞退は入札前の前日での辞退でしたが、３回目の辞退は、当日、札入れの札に辞退ということと報告を聞いておりますが、辞退に対するペナルティー等、会議の中でそういった質疑等はございましたでしょうか。

○議長（上野伸五）

　３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

　ございませんでした。

○議長（上野伸五）

　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

私は、ただいまの協働環境委員長報告のうち、議案第６３号並びに第６７号に賛成、議案第５６号から第５８号及び第６６号に反対の立場から討論を行います。

まず賛成する議案についてです。４月３０日専決処分の国民健康保険特別会計補正予算は、新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われる症状があらわれたことにより療養し、労務に服することができない被保険者で、給与の支払いを受けているものに対する傷病手当金の支給に関するもの。全額国庫負担の傷病手当金４２１万５千円を計上するものであり、国民健康保険条例改正は、そのために規定を整備するものであり、当然賛成です。自分が対象となるかどうかについて、市民にわかりやすい説明を行う周知徹底が必要です。また、第２波に備えるとともに、遡って適用できるようさらなる改正が求められます。

次に、反対する議案のうち、新体育館建設にかかる契約議案３本についてであります。

　第１は、新型コロナ危機のもとで市民の命と暮らし、営業をしっかり支えるのが、本市の緊急で重大な課題であり、不要不急の事業に４７億円も投入することは許されない、そういう時代に入ったと考えるべきではないでしょうか。財政調整基金と減債基金にふるさと応援基金を加えれば１４８億円もの財源があり、国の地方創生臨時交付金は追加を合わせて１５億円の見込みがある中で、新型コロナウイルス危機対策には、市としては実質１２億円程度しか投入していません。　私は３月１７日、３月議会最終日の本会議における予算特別委員長報告に対する討論の中で、「新型コロナウイルスの流行は、国民生活と経済を深刻な事態に陥れている。今、本市は地方自治体として、住民を守る立場から大きな役割発揮が求められている」として、次のように指摘もし、提案もしました。小中一貫校構想と一体に通学路の安全対策も不十分なまま強引に進められ２１８億円を投入した学校統廃合、１３０億円構想と言われた新庁舎建設、この大規模公共工事に続くものと打ち出されたのが、新体育館、卸売市場、筑豊ハイツ、３施設で１００億円にも膨れ上がらないか心配されます。総事業費約４３億９千万円、新年度だけでも約２５億円を投入する新体育館建設は、スポーツ施設機能とともに災害時避難所機能を持つものとし構想されたが、立地が適当とは考えられない上に、市が正当に設計した価格では不足として、一度ならず二度までも業者が辞退して、総務委員会では、入札対象業者の評価点を引き下げてでも次は成立させたいとのむちゃな意思が示されましたが、今後も先行き不透明です。さらに、仮にも住民のための公共施設建設において、一部勢力の思惑に屈服するようなことがあってはなりません。この際、新体育館事業は一旦凍結し、現体育館の２億円程度でもできると説明があった耐震補強を初めとして改修工事を行う選択肢をＢプランとして検討するべきです。卸売市場建てかえは、「地元業者が利用するには立地が適当でないと考えられ、使用料などから将来的に地元業者の利用が心配されており、構想から抜本的に見直すべきであります。」このように述べておりました。

第２は、入札をめぐる不透明性です。空調工事において談合情報が寄せられ、契約議案が今回は出なかったことは別に問うこととし、経過を振り返ってみますと、本体工事の３回目入札告示の予定価格が１回目から２億円アップして、３つの入札の予定価格は総額で３９億２９００万円に膨れ上がりました。この半年の間、三井住友・西松・淺沼がかわるがわるサカヒラと、鉄建と安藤・間が交代して九特興業と、東洋・赤尾組とそれぞれにコンビを組んで登場したわけです。サカヒラと大手ゼネコンのコンビの連続３回の入札直前の辞退はただごとではありません。この行為は、安藤・間・九特興業の落札につながっていくわけです。このサカヒラとともに、１回目の三井住友、２回目の西松、３回目の淺沼について行うべき本市の調査は行われていないばかりか、事情聴取の記録についても相手方の名前も記載しないなど、ずさんにもほどがあります。サカヒラだけでなく、ゼネコン３者については本社に対して事情を聞くことを含めて、９者について談合がなかったか、また、これほどの事態が生じても、市内部において官製談合の影がなかったかを調査していないことは極めて重大であります。

第３に、この談合あるいは官製談合の疑いは、経過全体から浮き彫りになるものだけではなく、①本体工事予定価格を２億円も膨らませた証拠となる資料を、何の根拠にもならないのに情報公開条例を盾に、契約議案を審査する議会に隠し続けている事実。②２億円も膨らませた内訳を、協働環境委員会における私の質問に即答できず、繰り返し長時間の休憩を要求してその場で計算を始めてようやくその場ではじき出した数字を答弁した事実。この２億円アップの証拠あるいは根拠となる資料が、市内部には存在しないのではないかという疑念さえ生まれ深まるのであります。不要不急の大型事業を生み出し、継続的な入札制度の改悪を背景に、借り入れや補助金など国の支援の期限をも利用して、発注者に対し優位に立って、受注を調整するやり方は、公共工事発注の原則的なルールからの極めて重大な逸脱であります。飯塚市議会はこのようなやり方に屈服せず、市民の負託に応えて厳格にチェックし、ストップをかける責務があります。

次に、３月３１日専決処分の国民健康保険条例の一部改正は、均等割と平等割の減額対象範囲を拡大し、減収を一般会計で対応することについては歓迎しますが、その一方で賦課限度額の医療保険分を２万円、介護納付金分を１万円引き上げることは、新型コロナ危機のもとで苦しむ庶民にむち打つものになりかねず、この議案には反対であります。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

私は、議案第５６号、また議案第５７号、５８号の飯塚市新体育館建設についての議案に対して反対の立場で討論させていただきます。

理由は２つあります。１つは、まず、コロナ対策を優先するべきだと考えることです。それともう１つは、議員を含め、市民に納得のいく情報が公開されていない。この２点により私は反対させていただきます。

先ほどの議案でも述べましたが、このコロナの時代、多くのお金が必要だと私は考えます。今、私たちはこの７階におりますが、１階、２階に多くの市民の方が集まっておられます。住むところ、食べるところ、そして働くことが大変厳しいということで、多くの市民が集まっておられます。その表情を見たときに、私は大変胸が痛みます。この人たちに幾らかでもお金をあげることはできないのかなと考えます。そこにこの大きな４０億円ものお金を生むことが今必要なのでしょうか。私は、まずそこを考えたいと思っております。

次に、議員を含め、納得いかない情報が公開されてないという件ですが、飯塚市には情報公開条例がございます。情報公開条例の第１条、目的として、「この条例は、住民の知る権利と地方自治の本旨にのっとり、市が保有し又は保有すべき情報の公開並びにその総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政に対する参画と監視を一層促進し、もって公正で開かれた行政の確立と民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。」とあります。この体育館の問題を市民と一体になって考えること。これがまず何よりできてないのではないかなと私は考えます。また、第１５条には、「実施機関は、この条例に基づく情報の公開を行うほか、市民等が必要とする情報を積極的に提供するとともに、情報公開施策の総合的な推進に努めなければならない。」とあります。私たち議員は市民の代表です。その議員に多くの情報を与えること、それが今回できてなかった。その理由により、今回は反対とさせていただきます。

以上、討論を終わります。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

私は、「議案第５６号　契約の締結（飯塚市新体育館等建設工事）」から「議案第５８号　契約の締結（飯塚市新体育館等建設（給排水衛生設備）工事）」までの３本の議案に対し、反対の立場から討論いたします。

大きな理由は１つ、コロナであります。今は、コロナとの闘いの中にあります。飯塚市内でも、新型コロナウイルス感染症の患者さんがお１人お亡くなりになられましたし、ここ数週間、福岡県内も落ち着いた状況にあり、第１波は押さえつけたように思いましたが、ここ数日は北九州での新規感染者の発生が続き、第２波ではないかとの報道もなされるようになりました。このように、コロナとの闘いは、まだまだ続くものだと考えなくてはなりません。その上、経済面・生活面でのコロナの影響はすさまじいの一言につきます。学校は、３月から５月まで約３カ月間休みになり、４月には非常事態宣言が出され、会社の形でさえ大きく変わりつつあります。このコロナの影響で税収も下がるでしょうし、生活保護もふえるでしょう。いつコロナが収束するかもわからないので、コロナ対策に必要なお金もふえてくるでしょう。また、コロナの真っただ中に水害や大地震などの災害が来るかもしれません。つまり、いつお金が必要になるかわからないのが全ての方の現状意識ではないでしょうか。

そうであれば、手元にできるだけ多くのお金を持っておくべきだと考えます。そのために、「体育館や市場の建設も含めて、不要不急の事業は一旦中止として下さい」との申し入れを同僚議員とさせていただいていました。行政側は、予定していた事業であるし、補助金、有利な起債も確保している。今やらなければ市の負担がふえる懸念があるとして、このまま進めさせていただきたいと言われています。しかし、数字は正直です。市の貯金とも言われる財政調整基金は、今年度初めに約７３億円ありますが、３度の補正予算の結果、今年度末の残高は３０億円を切る見込みです。これを指摘しましたら、財政調整基金だけではなく、減債基金も一緒に財源調整に使うし、双方合わせて６４億円あればよいと市側は言いますが、減債基金は、その名のとおり、市債、市の借金返済のためにためているものであります。直近の財政見通しでも、２０２１年度から２０２８年度までの８年間で８２億５千万円もの赤字が見込まれています。市の貯金である財政調整基金だけで対応するとなると、２０２３年でもうマイナス。貯金は全部使い切ってしまいます。それ以降は、地方債の返還に使うはずの減債基金を５０億円も使わなくてはなりません。さらに、月曜日の本会議での答弁では、コロナの影響で来年度以降、１０％の税収減を５年間見込んでいると市は答弁しています。しかし、その財政見通しについては、委員会においての私の資料要求に対し、内部資料であり、提出できないとしています。行政と議会が同じ情報のもとに議論もできていません。もっとつけ加えると、この財政見通しに載っていない大型公共事業も見え隠れしています。また、コロナだからと言って、台風や水害、大地震などは遠慮してくれません。平成３０年度の水害のときは、財政調整基金から９億円を取り崩しています。平成１５年のようなさらに大規模な水害が起きたら、もっと大きな金額が必要となります。また、コロナ前提での避難所の見直しのために、テントを購入するなどするにもお金が必要になります。もしコロナの第２波が来たら、どうなるでしょう。

今回、教育関係の予算、１人１台の端末は整備されるように予算を計上されておられますが、片一方で、もし第２波が来たとしたら、もう一度学校を、残念ながら休業せざるを得ないとなったとき、そのときに１人１台の端末が入荷をしていても、それでも通信の部分がないと実際はオンライン授業には使えません。そうするとそこの部分もやっぱりお金がかかります。ＧＩＧＡスクールサポーターやＩＣＴ支援員などにもお金はかかります。食事がとれない、食費にさえ困る方々も出てくるかもしれません。今厳しい思いをしておられる方々、市民生活にしてもそうですし、事業者としての未来も閉ざされようとしておられる方がおられるときに、そこに対する支援を、届いてない方々に対する支援を、まずすべきだと考えます。

日本全国で、この厳しい状況の中で、各自治体が財源を生み出すために、さまざまな工夫をしています。補正予算の討論の際に取り上げた別府市は、予定していた巨大露天風呂「別府版ブルーラグーン」計画や図書館整備などを一旦ストップするとのことです。また、県内でも大型の独自支援をいち早く発表した福岡市の高島市長のブログにも、新年度事業でも、事業を見直し、財源をコロナ対策に振り分けるなど工夫できることはたくさんあるので、全部やるとあります。さらに東京都は貯金に当たる財政調整基金がことし３月末で過去最大の９３４５億円まで積み上がっているそうですが、この新型コロナウイルス対策のため、財政調整基金を９５％近く取り崩して対応するそうです。今はコロナ有事であります。そうであれば、それなりの対応をする。そちらのほうにしっかり全力を注ぐことが大切です。委員会のときにもお話ししましたが、ここにおられる議員の皆さんは、それぞれ市民の方々からいろんなご相談があっていることだと思います。その中でも、やはり厳しい状況は理解されていることだと思います。

先日、東京都内の豚カツ屋さんのニュースが流れていました。覚えておられる方も多いと思います。東京都練馬区の豚カツ店の店主、５４歳の方が、４月３０日夜、火災で死亡されたと。東京オリンピックの聖火ランナーに選ばれていたそうです。警視庁によると、現場の状況から体に油をかぶったとみられるということです。新型コロナウイルスの感染拡大を受け、店は４月中旬から営業を縮小していたと。男性は「店を閉じる。もうだめかもしれない」と、将来を悲観する言葉を周囲に漏らしていたと報道があります。飯塚でも不幸にしてそんな方が出られるかもしれません。実際、私に相談されてきた方は、「もうやっては行けない」と言われ、「このままの状態が続いて、それこそ本当にというときになったら、市役所の前で腹を切るよ」と言われました。新しい体育館を使いたい、それは皆さん方も思っておられると思うんですが、それは平時での考えではないでしょうか。有事の今、体育館よりもコロナ対策をしっかりやってほしい。それに万が一のことがあっては困る。体育館は今ではない。そう思っておられる市民の方々が多いのではないかと体感しています。市がこのまま体育館建設を進めるという判断の大きな要因は、今やらないとせっかく確保した補助金や有利な起債が使えないかもしれないということです。これに対し、非常時であり、延ばせないのかという委員会での質問に対し、市は県や市長会を通じて問い合わせ、要望をしたが、よい返事がもらえなかったという答弁であります。しかし、地元の国会議員や県会議員を通じての要望活動についてはなされていないようです。この飯塚には、今の日本を代表する政治家がおられます。副総理兼財務金融担当大臣、この有事の際の補助金や起債のルールを変えるのに尽力していただけるのに最適な方がおられます。このようなときにこそ、地元自治体として、しっかり要望活動をすべきです。それが実を結んだら、安心して体育館建設を延期できるだけではなく、同じような悩みを抱える日本全国の自治体にとっても、大きな成果となります。東日本大震災など大きな災害のときは、ルールが変わっています。合併特例債についても、期限が延長になったりしました。今回も、そのとき同様、自治体が動きやすいように、補助金や起債のルールを変えていただきたいと、飯塚市だけではなく、例えば市長会の皆様とともに要望すれば、道は開けると私は信じています。国が気づいていないことを、しっかりと現場の自治体が声を上げる、それが国を動かす力になるのではないでしょうか。

今は有事です。言わば、コロナとの戦争状態です。戦争のときであれば、それなりのお金の使い方、戦い方があります。新型コロナとの戦争をまず生き抜くこと。これが一番大事です。それまで全力で戦うべきです。国にも必要なことはしっかり申し述べ、市民の生命と財産を守る。それが今の飯塚市の最大のミッションだと考えます。二兎を追う者は一兎をも得ずと言います。まずは、コロナとの戦いに全力を尽くし、そしてコロナが収束し、改めて、大きく変わった環境の中でどうすべきか、知恵を結集すべきではないでしょうか。最悪に備えながら最善を尽くす。それが行政、そして議会の仕事です。そのことを申し述べ、私の反対討論といたします。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　議案第５６号、５７号、５８号に反対の立場と要望を入れて討論させていただきます。

先ほど協働環境委員長に質問しましたけど、今回皆さん御存じのとおり、３回目で成立した新体育館の入札ですね。参加してない一般の飯塚の土木建設業の関係の方々が、一堂にして言われるのは、こんな入札あるんですかと、疑問を呈されていますよ。こんなやり方で飯塚市の入札、公共工事がやれるんですかということです。何をおっしゃりたいかということは、辞退してもペナルティーがないと。総務委員会では入札制度を所管事務調査として今扱っておりますが、何度辞退しても、その業者をまた呼んでいただけるという状況なんです、現在。これは見直しが必要だと。先ほど言いました１回目、２回目の辞退された業者さん、辞退理由は予定価格が合わないと。それはそれでいいですよ、合わない。もう１回、２回目の辞退のときには、専任技術者が、予定していた技術者を出すことができない。これはノーペナルティー。これはおかしいですよ。そういったところを関連の部局は、しっかりと検討していただきたいと。なおかつ、最後の３回目ですか、先ほども言いましたとおり、１回目、２回目の辞退は、入札日の前日ですので、入札は執行できました。ただし３回目は、入札の札に辞退と。これでもペナルティーはないのかということですね。このまま終わらせますと、今後の飯塚市の入札制度、他の入札に関しても悪しきと言うか、影響を残していきます。この点、しっかりと総務委員会でもやりたいと思うんですけれども、関連の部長、課長は十分検討していただきたいということです。

最大の反対の理由。入札の期間中にいくら辞退された業者さんからヒアリングしたとはいえ、予定価格を入札の期間中に変えると、これはいけないですよ。コンサルから積算見積もりを出していただいて、飯塚市のですよ、建築課がちゃんと査定して予定価格を決めているんですよ。それを入札の途中に変更する。こんなぶざまなことをやった本市の入札、これはちょっと見直さないとね、プライドはどこにあるのかということでしょう。体育館の応札された業者さんが良い悪いは別にして、こういう入札をやる本市、レベルが低過ぎると私は思います。そういった意味から、５６号は反対します。

５７号、５８号、電気工事、給排水衛生設備、空調は残念ながら談合情報で入札はありませんでしたが、日ごろから電気、給排水設備、関連の業者さんがいわく、証拠はありませんよ、みんな話し合いやっているじゃないですかと。言葉をかえれば談合ですよ。必要悪かもしれませんけど、やはり指名業者を、しっかりと飯塚市が選定する以上は、その点の入札に対する考え方をしっかりと、市の考え方をまとめて、業者さんに示しながら、応札条件をしっかりと、辞退した場合はこうなると、主任技術者を提出できなかった場合はこうなるというような、しっかりと検討なさって、飯塚市の業者さんに通達していただきたいと要望を兼ねて、５６号、５７号、５８号に反対の討論とさせていただきます。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

私は、議案第５６号、５７号、５８号に賛成の立場から討論させていただきます。

賛成理由の１つ目は、そもそもの新体育館建設がなぜ検討されたかという点についてでございます。過去に市議会では、この建設について審議をするためにあえて特別委員会を設置し、集中的に審議を行ってまいりました。私はその委員会の副委員長をさせていただきましたが、その委員会開催回数は２年間で１８回に及びました。その審議の過程でわかったことは、体育館という施設は市民のスポーツ、健康づくりの拠点としての機能を持つだけではなく、大規模災害が発生した場合の緊急避難場所という市民にとって欠かすことのできない機能を持った施設だという点でございます。新体育館の基本計画には、「体育館は大規模災害時における広域避難場所としての重要性が高く、地震も含めた各種災害時における市の指定避難場所として位置付け整備していく」とされています。また災害時の、本部・ボランティアエリア、救援物資受け入れエリア、災害救助テントエリア、臨時ヘリポートエリアなどの機能も果たします。体育館はそのように災害時に欠かせない機能を提供する施設であるのですが、現在使用している第一体育館はそもそも耐震基準が満たされておらず、震度６以上では倒壊のリスクがあると診断されています。まさにその建てかえは一刻の猶予も許されない状態であり、不要不急だという指摘は当てはまりません。そのような状況にあるにもかかわらず、この判断を覆す理由があるとすれば、建設を見直すような大きな出来事が生じたか、もしくはその入札などの手続において非常に重大な瑕疵が生じたというような場合だと考えます。これらの点への考察が次の賛成理由へとつながります。

賛成理由の２つ目として、建設を見直すような大きな出来事が生じたのかという点でございますが、これは例えば建設予定地に構造物を建てられないような重大な問題が生じた場合などを私は想定しますが、まずそういった問題は生じていません。あえて申し上げるならば、現在、世界じゅうで混乱を引き起こしているコロナウイルスの問題があるかと思います。「コロナ問題で大変な時期だから体育館など建てている場合ではない。建設を延期すべきだ。」という意見も私も直接聞き及んでいます。それは言いかえますと、体育館を建設するために「飯塚市」が「今」支出することになる予算をコロナ対策に充てるべきだという意見だと考えますが、その考え方からいきますと、事業をとめることにより市から捻出される予算というのは３億８千万円にとどまります。この新体育館建設は事業規模こそ４７億円と多大なものですが、財源としては国からの交付金や起債などを活用するため、事業年度である「今」、飯塚市の財政からの負担という点では先ほどの金額が実際の数字となります。その一方で、建設を進めた場合の効果を考えますと、数十億円規模のさまざまな形での地場産業への恩恵、地元雇用の創出、現在、大きく落ち込んでいる宿泊、飲食への経済波及効果、整備後の各種スポーツイベントの誘致、スポーツツーリズムの受け皿となる発展性など、さまざまな経済効果が考えられます。私はそれらを冷静に比較し、判断すべきだと考えます。

賛成理由の３つ目は、入札などの手続上に問題がなかったのかという点です。結果として落札業者が決定するまでに３回の入札が行われましたが、私はその入札について、しっかりと競争性が確保されていたのかという点を判断基準といたしました。この点については、私は過去に飯塚市の小中一貫校建設工事の入札において、十分に競争性が確保されていないと判断し、反対した事案がございました。それは５つの工事に対して５つの業者しか入札資格がないという明らかに競争性が働かない事案であり、その落札率が１００％であったことからも、そのことがうかがい知れます。一方で今回の事案をみると、１回目から３回目の全てにおいて１０者以上に入札資格がある状況で発注が行われており、その競争性はしっかりと担保されていたと判断しました。落札率も９２％で平均的な落札率となっています。ただし、一方で競争性が確保されていたとしても、特定の事業者に工事の落札が続くという状況が生じてしまうことは、地域全体の建設業界の発展性という点からは問題もあると考えますため、先ほども入札に関する要望があっておりましたが、その点につきましては、総合評価方式による工事を受注した場合は、次の工事への入札資格を停止するといった措置をとるなど、今後の入札制度改革をしっかりと行うべきだと考えます。

以上をもちまして、私の討論を終わらせていただきます。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第５６号　契約の締結（飯塚市新体育館等建設工事）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第５７号　契約の締結（飯塚市新体育館等建設（電気設備）工事）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第５８号　契約の締結（飯塚市新体育館等建設（給排水衛生設備）工事）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第６３号　専決処分の承認（令和２年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第１号））」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認されました。

「議案第６６号　専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、承認されました。

「議案第６７号　専決処分の承認（飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例）」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認されました。

「報告第７号　専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。穂波支所経済建設課長。

○穂波支所経済建設課長（小柳朋之）

　「報告第７号」の専決処分についてご報告いたします。この件につきましては、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、専決処分を行いましたので、同条第２項の規定により報告を行うものでございます。

議案書の９３ページをお願いいたします。事故の概要につきましてご説明いたします。令和２年２月１８日午前３時ごろ、相手方が市道片島平恒線を走行中、市道敷に生えている竹が強風により倒れかかり、相手方の車両と衝突し、車両のフロントバンパー、フロントグリル、ボンネット、屋根等を破損、損傷させたものでございます。本件事故につきましては、市の過失割合を１００％とし、市が相手方に修理費用として、損害賠償金３３万６２５７円を支払うことで、令和２年３月２３日に示談が成立しております。今後は、管内の巡回、情報収集を強化し、再発防止に努めてまいります。

　以上、簡単ですが、専決処分の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

　報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

署名議員を指名いたします。８番　川上直喜議員、２３番　瀬戸　光議員、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本臨時会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして、令和２年第２回飯塚市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前１１時５５分　散会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２８名　）

１番　　上　野　伸　五

２番　　坂　平　末　雄

３番　　光　根　正　宣

４番　　奥　山　亮　一

５番　　土　居　幸　則

６番　　兼　本　芳　雄

７番　　金　子　加　代

８番　　川　上　直　喜

９番　　永　末　雄　大

１０番　　深　町　善　文

１１番　　田　中　武　春

１２番　　江　口　　　徹

１３番　　小　幡　俊　之

１４番　　守　光　博　正

１５番　　田　中　裕　二

１６番　　吉　松　信　之

１７番　　福　永　隆　一

１８番　　吉　田　健　一

１９番　　田　中　博　文

２０番　　鯉　川　信　二

２１番　　城　丸　秀　髙

２２番　　松　延　隆　俊

２３番　　瀬　戸　　　光

２４番　　平　山　　　悟

２５番　　古　本　俊　克

２６番　　佐　藤　清　和

２７番　　道　祖　　　満

２８番　　秀　村　長　利

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　石　松　美　久

議会事務局次長　　許　斐　博　史

議事総務係長　　渕　上　憲　隆

書記　　安　藤　　　良

議事調査係長　　岩　熊　一　昌

書記　　伊　藤　拓　也

書記　　今　住　武　史

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　梶　原　善　充

教育長　　武　井　政　一

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　久　世　賢　治

行政経営部長　　久　原　美　保

　　都市施設整備推進室長　　山　本　雅　之

市民協働部長　　久　家　勝　行

市民環境部長　　永　岡　秀　作

経済部長　　長谷川　　　司

福祉部長　　實　藤　和　也

都市建設部長　　堀　江　勝　美

教育部長　　二　石　記　人

企業局長　　原　田　一　隆

公営競技事業所長　　浅　川　亮　一

都市建設部次長　　中　村　洋　一

穂波支所経済建設課長　　小　柳　朋　之